

令和 8 年度

定期監査(前期)結果報告書

令和 8 年 9 月

新 宿 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 8 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 10 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	野もと	あきとし

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに新宿区監査基準（令和2年新宿区監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）並びに令和8年度監査基本計画に基づく定期監査である。

監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

令和7年度における財務に関する事務の執行

【対象部局】 82 所属

本庁組織の部及び担当部、室、局及び本庁外施設（ただし、保育園、子ども園、児童館、子ども家庭支援センター、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を除く。）

第3 監査の日程

令和8年4月2日（木）から令和8年8月25日（火）まで

第4 監査の実施内容

令和7年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、決算審査との連携を図りながら、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査を実施した。

また、その事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、財務監査に加え、必要に応じ行政運営、組織、人事・労務管理、文書管理等の事務の執行や各部局の内部統制の状況等について監査を実施した。

併せて、監査の継続性の観点から、各部局に対して、監査結果を踏まえた取組状況について、PDCAサイクルに基づく改善状況を確認した。加えて、各所属について、前回の監査で改善を求めた事項の改善状況や契約に係る制度改正、押印廃止・ペーパーレス化等に伴う事務処理の取組状況を把握するとともに、金銭及び物品の管理状況、会計事務の処理状況等について報告を求め確認した。

第5 監査の主な着眼点

- 1 予算の執行は、適正に行われているか。
- 2 収入及び支出事務は、適正に行われているか。
- 3 契約事務は、適正に行われているか。
- 4 現金等の出納保管は、適正に行われているか。
- 5 財産の管理は、適正に行われているか。

第6 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、各部局等から関係部課長等の出席を求め、**別表1**のとおり、決算審査と併せて監査を実施した。また、**別表2**のとおり、本庁外施設の実地監査を行った。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、**別表3、4**のとおり、監査を実施した。

参考 監査の結果、指摘すべき事項が見られた場合は、その区分を次のとおり掲載している。

指摘事項の 区分	報告書への監査の結果の表記 ()内は、指摘事項に基づき求められる所管部局の対応等
文書指導 (※今回2件該当)	「文書指導」により改善を求めた旨を掲載 (所管部局は、交付された文書により指摘された事項に対し、改善の取組経過等を監査委員に随時報告)
是正指摘 (※今回該当なし)	「是正指摘」により改善を求めた旨とともに、個別・具体的な指摘事項を掲載 (区長、行政委員会等は、所管部局に対して交付された文書及び報告書の記載により指摘された事項に対し、講じた措置の内容を監査委員に書面で通知)
勧告 (※今回該当なし)	「勧告」により改善を求めた旨とともに、個別・具体的な勧告の内容(指摘事項と講ずべき措置等)を掲載 (区長、行政委員会等は、所管部局に対して交付された文書及び報告書の記載により勧告された事項に対し、講じた措置の内容を監査委員に書面で通知)

Ⅱ 監査の結果

新宿区監査委員は、令和2年4月1日施行の監査基準に基づき、監査を効率的かつ効果的に実施することができるよう円滑な区政運営を妨げる財務会計上の要因を「リスク」として識別、評価し、その内容や程度等を勘案して各所属においてリスクが高い事項の重点的な監査を実施している。

また、これらのリスクについて、適切に評価し、対応策を講じてコントロールすることをリスクマネジメントとして捉え、全職員がそのリスクを認識し、改善に取り組むことによって、リスクを一定水準に抑えるという内部統制の確立を促すことも目的として実施している。

こうした中で、令和2年度の定期監査から、改善を要望した所属の割合が高い事項や特に改善を要するものとして意見を述べている事項を「全庁で広く見られたリスク」として指摘している。

今回の監査においては、「Ⅰ 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査結果を踏まえて、今後も継続して改善が必要な事項があると認められた「支出の遅延」「随意契約」「契約の履行確認」「契約事務処理」の4項目について、本年度においても「全庁で広く見られたリスク」とすべきものと認め、次のとおり意見を付して述べる。

第1 今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項

1 支出の遅延について

支出の遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものについて、令和2年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

支出の遅延件数については、前回の監査では55件と、その前年度に比べ9件増加しており、改善が求められる状況であった。本年度は46件となり、前回に比べ

9件減少していることから、一定の改善傾向が認められる。これは、支出状況進捗管理表等を活用した支出管理に全庁的に取り組むなど、これまでの定期監査の指摘を踏まえた改善策が講じられたことによるものと考えられる。

一方で、履行完了後に請求手続等を失念し、年度を超えて支出を行ったもののほか、支払期限を超過したことにより、事業者から遅延利息を請求され、損害賠償金として支出するという事案が発生していた。損害賠償金については、職員により自主的な弁償が行われたため区への財産上の損失はないが、当該所属において、部で定められた支出管理に係る運用方法を怠ったことにより起因した事案であることが確認された。

支出の遅延は、契約の相手方に不利益を生じさせるだけでなく、予算執行上の事故につながるおそれがある。また、支払遅延によって遅延利息の支払義務が生じる場合があることについては、これまでの監査においても繰り返し指摘してきたところである。

昨年度の定期監査においては、支出の遅延の原因分析と改善に向けた取組を求めたところであるが、同様の事態が発生している。担当職員が日常的に執行状況を把握することはもとより、管理監督者を含む組織全体で支出状況の進捗管理及び確認を行うなど、より一層の実効性のある事務処理体制の整備に努められたい。

2 随意契約について

随意契約については、物品の購入や印刷物の作成において、品目が同種で、履行期限が近接する契約を、特段の理由なく別々に締結する等の事例が繰り返し見られたものについて、令和2年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、件数が8件となり、前年度に比べ4件減少していた。

随意契約は、競争入札に比べて手続上の負担が少なく、迅速かつ効率的な契約締結を可能とする契約方式である。一方で、その運用を誤ると、契約の相手方の固定化や、安易な分割発注につながるおそれがある。また、随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に該当する場合に限り認められるものであり、競争入札を原則とする契約制度の例外的な契約方法である。

契約制度の理念である公正性及び厳正性の確保に加え、契約事務の効率性及び契約目的の有効性を確保しつつ、予算執行の経済性との均衡を図り、随意契約の適正な運用及び計画的な予算執行に一層努められたい。

3 契約の履行確認について

契約の履行確認については、令和3年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、業務委託等において、仕様書で求めている報告書等の提出前に検査を行っていたものや、報告書等の受領が遅れていたもの等が22件で、前年度から1件増加し、課題が見られる結果となった。

契約は、受注者による業務等の履行が完了し、その履行内容について適正に検査を行うことで完結するものである。検査は、契約の目的が達成されていることを確認するための重要な行為であり、その履行確認が不十分なまま支出を行った場合には、契約の目的を達成できないおそれがあるだけでなく、区に財産上の損失を生じさせる原因にもなり得る。

検査に当たっては、その重要性を十分に認識し、検査事務が形骸化することのないよう、適正な履行確認の徹底に努められたい。

4 契約事務処理について

契約事務処理については、令和3年度からの監査において、「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査においても、契約の相手方から提出を受けるべき書類が提出されていないものや、契約管財課への協議が行われていないものなどが23件見られ、前年度に比べ9件増加した。また、これらの事例は全体の2割を超える所属において確認されており、契約事務処理に係る組織的なチェック体制が十分に機能していない状況がうかがわれる。

契約書は、契約当事者間の権利義務や履行内容を明確にするとともに、契約上の疑義が生じた場合に、その解決を図るための重要な書類である。また、仕様書等で定める提出書類を相手方に適切に提出させることは、契約の目的を達成する上で必要不可欠である。契約書の作成に当たっては、安易に前例踏襲することなく、仕様書等を含む契約内容を精査し、必要な手続や契約内容、提出書類等について十分に理解した上で、適正な契約事務処理の徹底に努められたい。

第2 その他改善すべき事項

これまで述べてきた事項のほか、今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とはしていないが、更に改善すべき課題が見られたものについて、以下に述べる。

1 予算流用について

予算流用については、令和2年度の監査において「全庁で広く見られたリスク」として指摘した事項であるが、その件数は年々減少し、本年度は前回の監査に比べて3割以上減少するなど、改善が着実に進んでいることが認められた。

しかしながら、財政課への事前協議が行われていない事例や、流用額の積算根拠が不明確な事例が依然として見受けられたことから、関係規程に対する理解及び確認体制が十分とは言えない状況もうかがわれた。

予算流用は、予算執行上やむを得ない場合に例外的に認められる手続であることを十分認識し、新宿区予算事務規則（昭和39年新宿区規則第13号）及び関係規程に基づく適正な事務処理の徹底に努められたい。

2 個人情報を取り扱う業務委託について

個人情報を取り扱う業務委託においては、特記事項に基づき、委託先等の個人情報保護対策の実施状況について、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等（確認記録票）」を用いて、立入り調査等により確認することとなっている。今回の監査では、確認記録票が適切に作成されていない所属は8所属であり、前回の監査の20所属から減少していた。個人情報の安全管理を徹底するためにも、事務処理手順を確認の上、個人情報保護対策の適正履行の確保に努められたい。

3 物品管理について

物品管理においては、新宿区物品管理規則（昭和39年新宿区規則第22号）により、所属が行うべき物品の取得、保管、処分など物品に係る適正な管理に関する細目が定められている。今回の監査では、備品の財務会計システムへの登録が漏れていたものや、登録内容に誤りがあるもの等が見られた。物品は、区民の大切な財産であり、適正な管理に努められたい。

第3 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

各所属から報告のあった改善状況について確認したところ、前回の監査において改善を要望した214件のうち、約7割に当たる151件が改善されていた。一方、「全庁で広く見られたリスク」として指摘した「支出の遅延」については、前回の監査における指摘55件のうち改善が確認できたものは24件にとどまり、改善率は5割に満たなかった。また、今回の監査においても、監査対象82所属のうち約4割に当たる32所属で同様の事例が見られた。さらに、前回の監査において改善を要望した事項について、再発防止策を講じたとの報告があったにもかかわらず、今回の監査においても改善が確認できず、同様の指摘を受けた所属が10所属見受けられた。

組織としてリスクマネジメントをこれまで以上に徹底するとともに、指摘事項については再発防止策の見直し及び検証を確実にを行い、その実効性を十分に確保するなど、改善に向けた取組の強化に努められたい。

第4 各所属における自己検査等の確認

会計管理者からの通知に基づく「金銭管理及び物品管理の自己検査」の実施状況を確認したところ、自己検査により不備を認識した所属においては、おおむね適切な対応が図られていた。

また、会計管理者からの通知に基づく「支出及び精算状況の確認」及び「金銭及び物品調査並びに会計処理状況の確認」の実施状況について報告を求めたところ、所属において把握した事務処理の遅れ等については、適切に是正措置が講じられていた。

このように、自所属の業務を自ら点検する取組は、リスクを的確に把握するとともに、内部統制に対する意識の醸成を図る上で有効なものである。

一方で、備品登録の不備や支出の遅延が自己検査等において把握されていない所属も見受けられ、チェック機能が十分に発揮されているとは言い難い状況も認められた。

今後は、リスク管理に対する職員の意識向上を図るとともに、自己検査及び各種確認の実効性を高めるため、自所属におけるチェック体制の一層の充実・強化に努められたい。

第5 内部統制の状況確認について

今回の監査においては、内部統制の確認について、前年度に引き続きPDCAサイクルに基づく監査を実施し、各所属が前回の監査において改善を求められた事項について原因分析を行い、改善方針を定めた上で、改善に向けて取り組まれていることは確認できた。

一方で、本年度も同様に改善を求められた事項もあるため、各部におけるPDCAサイクルに基づく改善状況を、今後も確認していくこととした。

課題について、原因を分析し、統一的な方針の下に改善に取り組むことは、内部統制の意識を向上させる有効な取組である。各所属におかれては、事務事業の適正化やリスクマネジメントの強化について、実効性のある取組により、引き続き内部統制の充実・強化に努められたい。

Ⅲ まとめ

今回の定期監査においては、「全庁で広く見られたリスク」とした4項目について、重点的な監査を実施した。これらの4項目については、これまでの監査においても繰り返し改善を要望してきた事項である。

監査に当たっては、リスクマネジメントの観点から、各部局における内部統制の状況や事務処理ミス防止等に向けた具体的な取組について、関係書面等のチェックのほか、全部局の管理職に対する監査委員質問により確認した。併せて、本区においては、地方自治法施行令改正に伴う新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号）の改正、旅費制度の見直し、押印廃止やペーパーレス化、業務サポートセンターの設置など、財務会計事務処理上の制度変更が生じていることから、これらも念頭に置き、監査を実施した。

今回の監査では、監査結果報告書に掲載して公表し、是正を求める指摘はなかったが、全庁において更に徹底した改善を図るべき事項が見られたため、以下に述べる。

一点目は、「支出の遅延について」である。今回の監査では、支払遅延防止法に規定された支払手続の処理期間を超えて支出した支払遅延の件数は、前回の監査と比較して減少していることが確認できた。

しかし、前回の監査において、支払遅延防止法に規定された支払手続の処理期間を超えて支出した支払遅延が複数見られた部に対し、その原因分析と今後の改善方針について追加調査を実施したにもかかわらず、依然として改善を要望した件数が多い状況であることは、適切に対応できているとは評価できない。

また、今回の監査では、年度を超えて支出を行ったものや損害賠償金が発生した事案も見受けられ、組織の管理運営及び内部統制が適切に機能していなかったと言わざるを得ず、文書により指導を行った。支出状況の確認などについて、管理職をはじめ、決定に関与する職員が責任をもって確認することはもとより、係内の職員だけでなく、他の係と相互に確認するなど、より実効性のある再発防止策に取り組むべきである。

二点目は、「契約事務処理について」である。今回の監査では、契約書の仕様書に定める事業者からの提出物について提出を受けていないものなどをはじめとして、所属における契約内容の確認が十分でないものが散見され、結果として前回の監査と比較して増加していることが確認された。契約内容の確認不足に起因する同様の事例が継続して見られることは、契約事務に対する認識の不足や組織的な確認体制が十分に機能しているとは言い難い状況を示すものであるから、契約事務に内在するリスクとして認識し、再発防止策の検証及び継続的な見直しを図られたい。

一方、今回の監査においては、改善を求めた事項が極めて少ない部も見受けられた。当該部では、過去の定期監査において指摘された改善事項及びその対応策を事例集として整理し、職員が随時参照できる環境を整備するとともに、会議等の機会を通じて周知・活用を図っている。このような取組は、適正な事務執行を確保する上で有効なものであり、高く評価できる。今後も継続して取り組むとともに、その知見が全庁に共有され、内部統制の一層の充実につながることを期待する。

支出及び契約に係る事務は、区の各所属において日常的かつ広範に行われており、その適正な執行は、行政運営の基本である。こうした中で、制度改正や新たな手続の導入に伴い、潜在的なリスクも多様化していることから、これらに的確に対応していく必要がある。各部局においては、職員の基礎的知識の更なる向上を図るとともに、個々の職員が主体的にリスクを捉える姿勢を醸成し、意識をもってリスクマネジメントの推進に努められたい。その上で、監査結果を有効に活用し、実効性を兼ね備えた内部統制の整備・強化が着実に進められることを期待する。

別 表

別表１ 監査委員による定期監査及び決算審査に関する質問日程・項目

実施月日	対象部局等	主な質問項目
7月 9日（木）	会計室	・ 決算総括説明 ・ 室の決算状況について ・ 押印廃止・ペーパーレス化について ・ 不納欠損について
	都市計画部	・ 部の決算状況について ・ 新宿区のまちづくりについて ・ 区立住宅の管理手法の見直しと高齢者や障害者等の住まいの安定確保について ・ 建築物等耐震化支援事業、擁壁・がけの安全化の総合的な支援について ・ 地域特性を活かした都市空間づくりと鉄道施設の整備促進について
	環境清掃部	・ 部の決算状況について ・ 新宿区第三次環境基本計画の取組状況について ・ 環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進について ・ 資源循環型社会の構築に向けたごみの分別等の周知について ・ 多様な主体と連携した地球温暖化対策の推進について
	選挙管理委員会事務局	・ 局の決算状況について ・ 選挙の実施状況及び投票事務における人材確保について ・ 選挙における啓発活動について ・ 業務の効率化に向けた取組について
7月 14日（火）	健康部	・ 部の決算状況について ・ 部の主要事業の取組状況及び事業展開について ・ 気軽に健康づくりに取り組める環境整備について ・ 国民健康保険料の納付推進と滞納対策について
	地域振興部	・ 部の決算状況について ・ 町会・自治会活性化支援について ・ スポーツ環境の整備について ・ 窓口サービスの向上と施設マネジメントについて ・ 支払遅延及び支出事務処理について
	文化観光産業部	・ 部の決算状況について ・ 新宿逸品認定事業について ・ 新宿フィールドミュージアムと魅力ある観光情報の発信について ・ だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進について ・ 中小企業活性化支援と今後の創業支援施策の展開について
7月 17日（金）	教育委員会事務局	・ 局の決算状況について ・ 児童・生徒数の動向と施設整備について ・ 学校図書書の充実事業と給水機整備事業について ・ 不登校児童・生徒への支援と特別支援学級等の設置・運営について ・ I C Tを活用した教育の充実について
	みどり土木部	・ 部の決算状況について ・ 建築資材や原材料費等の高騰による影響について ・ 次世代につながる桜並木とみどりの計画的な保全について ・ A I オンデマンド交通の取組と道路の改良について ・ デジタル化の推進と業務改善について
	子ども家庭部	・ 部の決算状況について ・ 安心できる子育て環境の整備について ・ 児童相談体制の整備について ・ 保育基盤整備の推進について ・ 支出事務処理について
7月 24日（金）	福祉部	・ 部の決算状況について ・ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進について ・ 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備について ・ 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防、地域包括ケアシステムの推進について ・ 財政援助団体等監査及び行政監査における監査結果への対応について
	総務部	・ 部の決算状況について ・ 職員の定員管理と働き方改革等の取組について ・ 災害に強い体制づくりと暮らしやすい安全で安心なまちの実現について ・ 特別区民税と滞納対策について ・ 全庁における支出事務処理の適正確保について
7月 29日（水）	議会事務局	・ 局の決算状況について ・ 区議会に関するアンケート調査について ・ 区議会の情報発信について ・ 政務活動費について
	総合政策部	・ 部及び区全体の決算状況について ・ 新たな基本構想及び総合計画の策定について ・ 公民連携の推進について ・ 公共施設マネジメントの強化について ・ 効率的・効果的な行財政運営について ・ 令和7年度の財政運営について（財政指標、財政調整基金等の動向を含む。）
	監査事務局	・ 局の決算状況について ・ ペーパーレス化の取組について

別表２ 監査委員による本庁外施設の実地監査日程

実施月日	施 設 名
6 月 2 日（火）	新宿清掃事務所 ／ 大久保特別出張所
6 月 5 日（金）	薬王寺地域ささえあい館 ／ 牛込保健センター

別表３ 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総合政策部	4 月 9 日（木） ～ 4 月 21 日（火）
総務部	4 月 8 日（水） ～ 4 月 27 日（月）
地域振興部	5 月 20 日（水） ～ 6 月 1 日（月）
文化観光産業部	5 月 20 日（水） ～ 5 月 29 日（金）
福祉部	6 月 10 日（水） ～ 6 月 25 日（木）
子ども家庭部	5 月 27 日（水） ～ 6 月 23 日（火）
健康部	6 月 10 日（水） ～ 6 月 25 日（木）
みどり土木部	5 月 12 日（火） ～ 6 月 12 日（金）
環境清掃部	5 月 13 日（水） ～ 5 月 22 日（金）
都市計画部	4 月 8 日（水） ～ 4 月 27 日（月）
会計室	6 月 16 日（火）
議会事務局	5 月 21 日（木）
教育委員会事務局	5 月 7 日（木） ～ 5 月 19 日（火）
選挙管理委員会事務局	5 月 14 日（木）
監査事務局	6 月 26 日（金）

（注）別表４ に掲げる本庁外施設を除く。

別表 4 事務局職員による本庁外施設の定期監査日程

実施月日	施 設 名
4 月 10 日 (金)	人材育成センター
4 月 15 日 (水)	牛込保健センター
4 月 16 日 (木)	薬王寺地域ささえあい館
4 月 17 日 (金)	大久保特別出張所 / 新宿清掃事務所 (新宿東・歌舞伎町清掃センターを含む。)
5 月 7 日 (木)	簗笥町特別出張所
5 月 8 日 (金)	四谷特別出張所
5 月 11 日 (月)	新宿中継・資源センター
5 月 12 日 (火)	榎町特別出張所 / 東部・西部工事事務所
5 月 14 日 (木)	若松町特別出張所
5 月 15 日 (金)	中央図書館 / 東部・西部公園事務所
5 月 19 日 (火)	戸塚特別出張所 / 教育センター
5 月 20 日 (水)	しんじゅく多文化共生プラザ
5 月 21 日 (木)	落合第一特別出張所
5 月 22 日 (金)	落合第二特別出張所
5 月 26 日 (火)	柏木特別出張所
5 月 28 日 (木)	男女共同参画推進センター
5 月 29 日 (金)	角筈特別出張所
6 月 1 日 (月)	四谷保健センター
6 月 4 日 (木)	落合保健センター
6 月 8 日 (月)	東新宿保健センター
6 月 12 日 (金)	子ども総合センター (子育て支援課)
6 月 17 日 (水)	子ども総合センター (子ども相談支援課)

令和 8 年度
定期監査（前期）結果報告書

刊 行 物 作 成 番 号
2 0 2 6 - 2 - 5 1 0 1

令和 8 年 9 月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町 1 - 5 - 1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この刊行物は、業者委託により 300 部印刷製本しています。その経費として、1 部当たり 162 円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。